

# 記載例

5条届出

- ※ 赤で記載された部分をご記入ください。
- ※ ご不明な点は長岡市農業委員会事務局農地係までお問い合わせください。  
(TEL: 0258-39-2243)

議案番号

## ●市街化区域内の農地転用届出 (権利の設定、移転を伴う転用)

<申請手続者記入欄>

申請日: 令和 年 月 日

譲受人(転用者)	氏名: <b>長岡 二郎</b>	譲渡人(所有者)	氏名: <b>中之島 三郎</b>
申請手続者	住所: <b>長岡市大手通▲丁目-A-B</b> (●●事務所内) 氏名: <b>和島 与板郎</b>	連絡先	電話: <b>12-3456</b> 携帯: <b>090-0000-0000</b>

### 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

(提出書類)

1 届出書 (届出者の数に応じて部数を追加することが可能)	内容について照会させていただく場合がございますので、日中のご連絡先をご記入ください。	1 通
2 届出土地の全部事項証明書 ○届出土地の全部事項証明書に記載された所有者住所と届出者の住所が異なる場合は、届出書の提出時に、当該土地の位置図(住所図)を添付してください。 ○土地の位置図(住所図)を添付する場合は、当該土地の位置図(住所図)を添付してください。		1 部
3 届出土地の位置図(住所図)を添付する場合は、当該土地の位置図(住所図)を添付してください。		1 部
下記に該当する場合は、それらに応じた書類の提出が必要となります。該当する事項が無い場合は、申請前にご確認ください。		
4 当事者以外が手続きを代行する場合、代理申請する場合には委任状		1 通
5 長岡市外の方が届出者の場合、住民票		1 通
6 届出者が法人の場合は、法人の現在全部事項証明書		1 通
7 競売、民事調停等により譲受人が単独で申請する場合は、当該競売、民事調停等を証する書面		1 通
10 届出者が「経営移譲年金(農業者年金)」受給者で、経営移譲年金が支給停止になる場合は、支給停止同意書		1 通
11 届出地が「相続税又は贈与税の納税猶予の特例適用農地」の場合は、納税の確定同意書		1 通

(注意事項)

- ※ 譲渡人及び譲受人又は届出土地が「農業者年金」「農用地利用集積計画による利用権」「相続税又は贈与税の納税猶予の特例適用農地」に関係している場合は、農業者年金の受給額、各種補助金、納税猶予の特例の継続等に影響を及ぼす可能性があります。確認に時間がかかる場合もあるので、事前にご相談ください。

<受理通知書交付欄>

受理通知書 交付年月日	譲受人 (受領印)	譲渡人 (受領印)
	令和 年 月 日 印	令和 年 月 日 印

捨印

捨印

### 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第7号の規定により届け出ます。

令和元年 11月 25日

譲受人（氏名（名称及び代表者氏名）） **長岡 二郎** ㊞

届出者

譲渡人（氏名（名称及び代表者氏名）） **中之島 三郎** ㊞

長岡市農業委員会 会長 様

記

農業委員会受付

令和 年 月 日

整理番号

譲渡人、譲受人双方に押印頂かないと、記載間違いがあった場合、訂正の際、印鑑を持参の上、来庁頂かなくてはならない場合があります

記入漏れが多く見られます。必ずご記入ください。

譲渡人の住所が全部事項証明や登記簿に記載された所有者の住所地と異なり、更に添付いただいた住民票（の前住所等）から本人確認ができない場合、戸籍の附票等、所有者であることが確認できる書類が必要です。

#### 1 当事者の氏名（名称）、住所、職業等

当事者の別	氏名（名称）	年齢	住所	職業
譲受人	<b>長岡 二郎</b>	<b>45</b>	<b>長岡市幸町2丁目1番1号</b>	<b>農業兼会社員</b>
譲渡人	<b>中之島 三郎</b>	<b>54</b>	<b>長岡市中之島788番地</b>	<b>農業</b>

譲渡人の住所が全部事項証明や登記簿に記載された所有者の住所地と異なり、更に添付いただいた住民票（の前住所等）から本人確認ができない場合、戸籍の附票等、所有者であることが確認できる書類が必要です。

#### 2 土地の所在、地目、面積等

土地の表示 長岡市 町・字	地番	地目		面積 (㎡)	土地所有者		耕作者	
		登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
<b>長岡市浦</b>	<b>715番</b>	<b>田</b>	<b>畑</b>	<b>250</b>	<b>中之島 三郎</b>	<b>長岡市中之島788番地</b>	<b>中之島 三郎</b>	<b>長岡市中之島788番地</b>
以下余白								
計		田	畑	250㎡、計				250㎡

既に転用してしまっているものについては、ご相談ください。  
※法律により、あらかじめ届出をすることが定められています。

小作地の場合は、紛争を避けるため、基本的に、申請以前に解約をして（別に手続きが必要です）、自作地にしてから申請いただきます。

現況地目の集計を記載ください

#### 3 転用目的

**住宅建築敷地**

4 権利を設定、移転しようとする契約の内容

契約権利の種類  
**売買による  
所有権**

権利の設定・移転の別  
**移転**

具体的に記載ください。（以下例）

一般個人住宅、農家住宅、賃貸住宅、建売住宅、住宅敷地拡張、資材置場（どういった資材か）、倉庫、宅地分譲（区画数）、駐車場（台数）、店舗、植林（種類・本数）、等

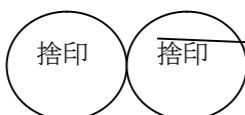
長農委 第 号

上記の届出については、令和 年 月 日に届出書が到達し、その効力がその日に生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により受理したことを通知します。

令和 年 月 日

長岡市農業委員会 会長

※親の土地を、子が無料で借りて、家を建てるという場合は「使用貸借権」「設定」となります



5 転用計画	権利設定・移転の時期	権利の存続期間	その他		
	令和元年 12月 15日	永年			
	開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第29条の該当号		第 号		
	転用の時期	工事着工時期	令和元年 12月 15日		
		工事完工時期	令和2年 3月 31日		
転用の目的に係る事業または施設の概要	施設名	棟数	面積(建築面積等)		
	住宅	1棟	120㎡		
6 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	<p>公共下水道が完備されており、排水に関する被害はない。</p> <p>隣接農地(畑)との境界には、土留めを設置し被害を与えない。</p>				

譲渡人、譲受人双方に押印頂かないと、記載間違いがあった場合、訂正の際、印鑑を持参の上、来庁頂かなくてはならない場合があります

受理日以降の日を記載ください。(受理日と記載して下さっても結構です。農業者年金受給者は事前にご相談ください。)  
 ※法律により、あらかじめ届出をすることが定められています。

(排水・日照等にかかる)具体的な防除方法、被害発生の可能性がない場合は、その理由について記載ください。

**添付書類**

- (1) 土地の位置を示す地図(市街化区域であることが確認できる図面(住宅地図等))
- (2) 土地の登記簿謄本(全部事項証明書)
- (3) 届出に係る農地又は採草放牧地が、賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき、法第20条による解約等があったことを証する書面
- (4) 届出に係る転用行為が都市計画法第29条の開発許可を受けることを必要とするものである場合には、その行為につきその許可を受けたことを証する書面
- (5) その他参考となるべき書類

**記載注意**

- (1) 当事者(譲受人、譲渡人)双方がそれぞれ氏名を自署する場合には、押印を省略することができるが、届出書記載事項の訂正は認められない。(届出書記載事項の訂正が必要な場合には、押印を要するもの)
- (2) 譲受人又は譲渡人が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- (3) 譲受人若しくは譲渡人が2人以上である場合や届出に係る土地が多数の筆にわたる場合など、すべてを記載欄に記載できない場合は、届出者の欄は「譲受(渡)人 何某 外何名」と記載し、**1又は2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して届出できるものとする。**
- (4) 「転用目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、棟数、面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。

※ この届出書の受理通知書の到達後、すみやかに転用し地目変更登記等の手続を行ってください。